

金剛・和泉葛城山系区域

面型表示制限区域(一般制限区域)では、次の基準を満たす必要があります。

形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
屋上広告物	たて	建物の高さの 1/3 以内	同左
	よこ	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
	よこ	建物の幅の範囲内	
その他の広告物等	表示面積	山系区域の市街化調整区域は、7 m ² 以内	大きさ・高さの規定なし
	地上からの高さ	山系区域の市街化調整区域は、5m以内(広告塔は 15m以内)	

※その他の広告物には、耐火構造建築物以外の建築物に表示された広告物を含む。